

## ○草津市ホームページ広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、草津市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、市ホームページに記載する画像のうち、広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載可否基準)

第3条 広告の内容は、市の広報媒体としての性格上、その品位、公共性および公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すものまたはそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、または差別を助長するものまたはそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動またはこれに類するもの
- (5) 宗教活動、迷信または非科学的なものに関するもの
- (6) 個人、団体等の意見広告および名刺広告
- (7) 社会問題についての主義主張または係争中の声明広告
- (8) 人事募集、フランチャイズチェーンの募集等に関するもの
- (9) 社会的または市民生活的な観点から適切でないもの
- (10) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (11) 責任の所在が不明確なもの
- (12) その他市長が適当でないとするもの

2 前項に定めるもののほか、市ホームページに掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

### (広告の規格および掲載位置)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル、横140ピクセル
  - (2) データ容量 5キロバイト以下
  - (3) 形式 GIF（アニメーション不可、透過GIF不可）またはJPEG
  - (4) Webアクセシビリティ（高齢者・障害者等配慮設計指針）に準拠した静止画とすること。
- 2 市ホームページにおける広告の掲載の位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、市長が別に定める。
- （広告の掲載料）

第5条 広告の掲載料は、市長が別に定める。

（広告掲載の期間等）

第6条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、最長6月までとする。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。
- 4 広告は、広告掲載開始日の午後1時までに掲載を始め、広告掲載終了日の午後1時までに掲載を終了する。
- 5 第2項および第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が、草津市の休日を定める条例（平成2年草津市条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、広告掲載の開始または終了は、その翌日とする。

（広告掲載の募集）

第7条 広告掲載の募集は、市ホームページ等を通じて行うものとする。

- 2 市長は、広告掲載の募集を広告取扱業者に行わせることができるものとする。

（広告掲載の申し込み）

第8条 市ホームページへの広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、草津市ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）により、市長が指定する期間内に申し込まなければならない。

- 2 前項の場合において、市長は広告掲載希望者に対し、掲載を希望する広告の内容

に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等について、草津市ホームページ広告掲載可否決定通知書（別記様式第2号）により広告掲載希望者へ通知する。

3 市長は、広告の掲載の決定をすべき広告掲載希望者が広告枠数を超えたときは、抽選により広告主を決定する。

(広告原稿の作成および提出)

第10条 広告主は、市長の指定する日までに、原稿を指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により提出する広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条または第4条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザインおよびリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反し、もしくはそのおそれがあり、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主の都合により画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、1月を単位とする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他の手続を要することなく広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告の内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反し、もしくはそのおそれがあり、またはこの要綱等に抵触するものである場合において、前条の規定による変更によっても解消できないとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額総額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の場合、広告主は、書面により広告掲載を取り下げる旨を市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料を返還するものとし、返還する額については、前条第2項および第3項の規定を準用する。

(広告主の責任等)

第16条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとし、第三者から広告に関して損害を被ったという申し出がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

(免責事項)

第17条 市は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合において、広告主に対して、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 市は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤作動、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか市ホームページ広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。